

資 料 編

資料1 用語の説明

(本文中に*を付した用語について、五十音順で説明しています。)

A～Z

P D C A サイクル (P22)

Plan (計画)、Do (実施)、Check (点検)、Action (見直し) というプロセスを繰り返すことにより、継続的に改善を図る進行管理の手法のこと。

エスエヌエス S N S (P11)

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

あ行

新しい生活様式 (P6)

飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策など、新型コロナウイルス感染防止対策を日常生活に取り入れた行動指針のこと。厚生労働省が公表。

エコクッキング (P17)

いつもは捨ててしまう野菜の葉や、冷蔵庫の中に余っているものなどを工夫して料理に活用するなど、食材を無駄なく使う料理のこと。

か行

か さんまる 噛ミ^んグ30^{まる}運動 (P12)

地域における食育を推進するための一助として、より健康な生活を目指すという観点から、ひとくち 30 回以上噛むことが必要な食品をよく噛んで味わって食べることを目標とし、小児期から高齢期まで各ライフステージや食品の物性に応じた食べ方の支援など、歯科保健分野からの食育を推進する運動。平成 21 年(2009 年) 7 月に厚生労働省が提唱。

きょうど 郷土料理 (P6)

それぞれの地域独特の自然風土・食材・食習慣・歴史文化等を背景として、地域の人々の暮らしの中での創意工夫により必然的に生まれたものであり、家族への愛情や地域への誇りを持ちながら作り続けられ、かつ地域の伝統として受け継がれてきた調理・加工方法による料理のこと。

元気じゃけんひろしま21協賛店・団体（P10）

広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21」に基づき、市民の健康づくりを支援する環境づくりのため、食生活やウォーキングなどについて、健康づくりに欠かせない情報を市民に提供している店舗や健康づくりに取り組んでいる事業所等を認証し、公表している。

そのうち、食生活協賛としては、提供するメニューのエネルギー量(カロリー)の表示や、塩分控えめ、野菜たっぷりメニュー、食事バランスガイドを参考にしたメニューなどを提供している店舗等を認証している。

健康経営（P10）

「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。

健康寿命（P1）

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

健全な食生活（P1）

栄養バランスがとれていること、規則正しく食事をとること、よく噛んで味わって食すること、食卓を囲んで家族等と一緒に食事をする事、無駄な食べ残しや廃棄をしないこと、地場産や旬の食材を使用することなどの望ましい姿の食生活のこと。

口腔機能（P12）

食べ物を摂食、咀嚼し、味わい、安全に飲み込み、楽しく会話(発音)するなど、歯や舌など口腔内器官とその周囲筋、唾液腺等の働き(機能)のこと。口腔機能は加齢と共に徐々に低下し、高齢者が要支援・要介護状態になる要因ともなる。

さ行

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）（P1）

平成27年(2015年)9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、「誰一人取り残さない」社会を実現するための国際社会全体の目標。貧困や飢餓、保健、教育等、17の目標が設定されており、平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までを期限としている。

食育基本法（P1）

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成17年(2005年)7月15日に施行された法律。

食育推進基本計画（P1）

食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の食育推進会議が作成し、施策についての基本的な方針や食育推進の目標等を定める国の計画。5年ごとに作成されている。

食育だより（P14）

学校給食や学校、保育園等における食育の取組を周知し、家庭における食育を推進するために、学校や保育園等が家庭に向けて発行しているたより。

食品関連事業者（P1）

食品の製造・加工・卸売・小売等の事業者（食品メーカー、百貨店、スーパーマーケット、八百屋、魚屋など）や、食事を提供する事業者（食堂、レストランなど）のこと。

食品ロス（P1）

まだ食べられるにも関わらず廃棄される食品（手つかず食品、食べ残し）のこと。

た行

地産地消（P1）

地元で生産された農林水産物を、地元で消費すること。

な行

なかしよく 中食（P1）

弁当や惣菜など、家庭外で調理された食品を家庭内でとる食事形態を指す言葉で、家庭で素材から調理する意味の「^{うちしょく}内食」、飲食店など外出先で食事をする意味の「^{うちしょく}外食」との間にある食事形態として、「中食」といわれている。

日本型食生活（P9）

主食であるごはんを中心に、魚、肉等の主菜、野菜、海藻等の副菜、牛乳・乳製品、果物等の多様な副食等を組み合わせた栄養バランスに優れた我が国独自の食生活のこと。

は行

広島広域都市圏（P4）

本市の都市部からおおむね60kmの圏内にある25市町で構成される、経済面や生活面で深く結びついている圏域。

（ 広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町
山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町 （計 12 市 13 町） ）

ひろしま食育ネットワーク (P4)

企業や団体などの食育推進の担い手が相互に連携し、食育に関する取組のより効果的な推進を図るため、平成 20 年(2008 年)9 月に設置。広島市食育推進計画に賛同し、主体的に取組を進める企業や団体（食品販売店や食品製造業者、飲食店、地域活動関係者等）などを登録している。

ひろしまそだち (P6)

広島市内の農林漁業者が広島市内で生産した農林水産物及びその加工品。“ひろしまそだち”マーク(右図)は、その製品の袋やテープなどに表示できるシンボルマーク。



ひろしま地産地消の日 (P16)

広島産品を消費する日として「ひろしま産day」をキャッチフレーズとし、「産」を数字の「3」とSunday(日曜日)の「Sun」に掛けて、毎月第3日曜日を「ひろしま地産地消の日」と制定。令和3年(2021年)6月から開始。



フード・マイレージ (P16)

「食料の(= food) 輸送距離 (= mileage)」という意味であり、食料の輸送量と輸送距離を定量的に把握することを目的とした指標ないし考え方。食料の輸送に伴い排出される二酸化炭素が、地球環境に与える負荷に着目したものであり、食品の生産地と消費地が近ければフード・マイレージは小さくなり、遠くから食料を運んでくると大きくなる。

わ行

わ食の日 (P6)

毎月 19 日(国の食育推進基本計画で定めた「食育の日」)を、本市独自の取組である、3つの「わ食」を推進する日として、第1次計画(平成20年(2008年)3月策定)において定めたもの。

- ^わ和食：栄養バランスのとれた日本型食生活
- ^わ輪食：食卓を囲む家族等との団らん
- ^わ環食：環境に配慮した食生活



資料2 第3次広島市食育推進計画 指標と数値目標及び評価一覧

目 標		指 標	目 標 値	計 画 策 定 時 (H27 年 度)	中 間 評 価 時 (H29 年 度)	最 終 評 価 時 (R2 年 度)	評 価	
総合評価	健全な食生活を実践する市民を増やす	健全な食生活を実践する市民の割合	80%以上	66.2%	64.8%	70.6%	△	
主な施策展開		指 標	目 標 値	計 画 策 定 時 (H27 年 度)	中 間 評 価 時 (H29 年 度)	最 終 評 価 時 (R2 年 度)	評 価	
和食の推進	栄養バランスに配慮した食生活の推進	「和食」を実践している人の割合	80%以上	69.6%	69.0%	67.1%	▼	
		主食・主菜・副菜を組み合わせた朝食を食べている人の割合	70%以上	46.6%	43.3%	44.6%	▼	
	健康的な食べ方の実践に向けた取組の推進	よくかんで食べるなど、食べ方に配慮する人の割合	80%以上	58.1%	68.3%	73.5%	△	
輪食の推進	家族等で食卓を囲む機会を増やす取組の推進	「輪食」を実践している人の割合	80%以上	70.5%	64.5%	69.5%	△	
	食文化の伝承など「食」を契機とした地域振興・地域交流の促進	家庭で郷土料理を食べる児童・生徒の割合	50%以上	32.3%	—	53.4%	◎	
	農林水産業や地産地消等の重要性を理解し実感する活動の促進	農林水産業の体験交流人口	106万人以上 (H28年度)	70万人	75万人 (H28年度)	68万人	△	
環食の推進	食品や食材の廃棄を減らす取組の推進	「環食」を実践している人の割合	80%以上	78.6%	76.1%	79.7%	△	
	広島食材を普及する取組の推進	「ひろしまそだち」を購入したことがある世帯の割合	70%以上 (H28年度)	67.2%	62.4% (H28年度)	69.9% (H30年度)	△	
		学校給食における地場産物の使用割合	40%以上	36.5%	27.2% (H28年度)	25.7% (H31年度)	▼	
性別・年代別等の課題やニーズに応じた取組の推進	男性への積極的な食育推進	健全な食生活を実践している男性の割合	80%以上	59.7%	62.5%	66.2%	△	
	若い世代に対する効果的な取組の推進	朝食を毎日食べる ことが習慣に なっている 人の割合	20歳代男性	85%以上	76.5%	75.9%	72.3%	▼
			30歳代男性		62.5%	73.0%	76.1%	△
	次代を担う子どもへの食育推進	小学生	中学生	100%	96.4%	96.5%	96.2% (H31年度)	▼
95.1%				94.5%	94.0% (H31年度)	▼		
相互連携・相互連携の 一層の充実	食育推進の担い手間の相互連携による食育推進	ひろしま食育ネットワーク参加団体の相互連携による食育推進の実施件数	90件以上	60件	—	未把握	—	
	県や広島広域都市圏内市町との情報共有の促進							

※ 評価 ◎：目標達成 △：目標は達成していないが、第3次計画策定時又は中間評価時から改善

使用統計等	結果の概要	
食育に関する調査	性別 性・年齢別 就業状況別 世帯構成別	男性(66.2%)は女性(74.9%)より低い。 男女ともは15～19歳(男性75.0%、女性83.1%)は高いが、男性では、 20歳代 から50歳代(57.2～63.0%)が低い。女性は 20歳代 (64.4%)が最も低い。 勤労者 が最も低い(66.6%)。 一人暮らしが最も低い(49.0%)。

使用統計等	結果の概要	
食育に関する調査	性別 性・年齢別 就業状況別 世帯構成別	男性(60.2%)が女性(73.4%)より約10ポイント低い。 男女とも 20歳代 が最も低く(男性51.8%、女性58.2%)年代が上がるにつれて高くなる傾向 中高生(61.9%)、 勤労者 (63.1%)が低い。 一人暮らし世帯が最も低い(42.8%)。
食育に関する調査	性別 性・年齢別 就業状況別 世帯構成別 朝食の準備方法別	男性(36.9%)が女性(51.5%)より約15ポイント低い。 男女ともに 20歳代 が最も低い(男性16.9%、女性25.4%)。 大学生等 (24.6%)が最も低い。 一人暮らし世帯(39.6%)、18歳未満の子どものいる世帯(39.8%)が低い。 「家で調理して食べる」(51.1%)と「主に調理された物を購入する」の乖離が大きい。 (スーパー等23.6%、コンビニ3.3%)
食育に関する調査	性別 性・年齢別 就業状況別 世帯構成別	男性(68.0%)は女性(78.6%)より約10ポイント低い。 男女とも30～50歳代の働く世代の実施率が低い。 勤労者 (67.6%)が最も低い。 一人暮らし世帯(64.7%)が最も低い。
食育に関する調査	性別 性・年齢別 就業状況別 世帯構成別	男性(64.6%)が女性(74.1%)より約10ポイント低い。 実践していない人 でみると男女とも 20歳代 が最も高い(男性43.7%、女性24.6%)。 勤労者 (68.9%)が最も高い。 一人暮らし世帯が最も低い(15.4%)。
児童・生徒に対する「食育に関するアンケート」	目標を達成した。	
実績値等	農業・農村体験交流人口:652,905人、市民農園等利用者数:14,383人、 森林公園で行う自然体験活動参加者:11,698人、水産体験交流事業参加者数:523人	
食育に関する調査	性別 性・年齢別 就業状況別 世帯構成別	男性(75.8%)が女性(83.3%)より低い。 男性では30歳代(71.8%) 20歳代 (72.3%)で低く、女性では 20歳代 (77.3%)が最も低い。 家事従事者が最も高い(90.3%)。 一人暮らし世帯が最も低い(70.9%)。
“ひろしまそだち”マーク認知度調査	平成31年3月9日に市内の小売店4店舗において、来場者約400人に対し、「“ひろしまそだち”マークのついた農林水産物をこの1年間に購入したことがありますか」と聞き取り調査を実施した結果、69.9%の来場者が「はい」と回答した。(H31年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため調査未実施)	
学校給食栄養報告(栄養週報)	本指標は、国の「第3次食育推進基本計画」における算出方法を準用したものであり、本市の給食実施校から抽出した自校調理校2校の給食において毎年6月と11月の各1週間に使用した食材(加工品を含む。)に占める地場産物の割合である(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため調査未実施)。	
食育に関する調査	策定時、中間評価時より実施率は上昇しているが、目標値は達成していない。 15～19歳(75.0%)は高いが、 20歳代 から50歳代(57.2～63.0%)が低く、60歳代(73.6%)で急増する。	
食育に関する調査	朝食喫食率は全体では、85.7%。性別にみると、男性(82.9%)は女性(88.1%)より低い。 男女ともに15～19歳(男性84.2%、女性87.3%)は高いが、20歳代で約10ポイント下がる。 男性は 20歳代 (72.3%)が最も低く、年代が上がるにつれて高くなる傾向。女性は 20歳代 (77.3%)が最も低い。 大学生等 (79.3%)、 勤労者 (82.1%)が低い。	
基礎・基本 定着状況調査	調査対象は、小学校第5学年及び中学校第2学年の児童生徒。 策定時より大きく変化していない(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため調査未実施)。 「全く朝食を食べない」と回答した小学生は0.9%、中学生は1.8%である。	
ひろしま食育ネットワーク参加団体への食育活動調査	R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため、調査未実施。	

▼：第3次計画策定時から悪化 ー：評価不能

資料3 第4次広島市食育推進計画 指標と数値目標 一覧

第4次計画の目標		総合評価指標	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)	
健全な食生活を実践する市民を増やす		健全な食生活を実践する市民の割合	70.6%	80%以上	
基本方針・施策展開		指標	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)	
1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進	(1)栄養バランスや減塩に配慮した食生活の推進	「和食」を実践している人の割合	67.1%	80%以上	
		主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合	未把握 (参考値(国): 36.4%)	50%以上	
		元氣じゃけんひろしま21協賛店・団体(食生活協賛)の認証数	415 店舗	700 店舗	
	(2)健康的な食べ方(規則正しく、よく噛んで味わう等)の実践に向けた取組の推進	朝食を毎日食べることが習慣になっている子どもの割合	小学生	95.5% (R3年度)	100%
			中学生	94.0% (R3年度)	
		朝食を毎日食べることが習慣になっている若い世代の割合	20歳代男性	72.3%	85%以上
20歳代女性			77.3%		
	30歳代男性	76.1%			
	30歳代女性	85.7%			
	よくかんで食べるなど食べ方に配慮する人の割合	73.5%	80%以上		
2 持続可能な食を支える食育の推進	(1)食を通じたコミュニケーションの機会を増やす取組の推進	「輪食」を実践している人の割合	69.5%	80%以上	
	(2)郷土料理や広島の食文化への理解と伝承の促進	郷土料理や行事食を月1回以上食べている人の割合	未把握 (参考値(国): 44.6%)	50%以上	
	(3)農林水産業の重要性を理解し実感する活動の促進	農林水産業の体験交流人口	68 万人	106 万人以上	
	(4)ひろしまの地産地消を普及する取組の推進	“ひろしまそだち”を購入したことがある世帯の割合	69.9% (H30年度)	70%以上	
		学校給食における地場産物の使用割合(品目別使用割合の平均)	31.3%	40%以上	
(5)食品や食材の廃棄を減らす取組の推進	「環食」を実践している人の割合	79.7%	83%以上		
3 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育	健全な食生活を実践する若い世代の割合	20歳代男性	57.2%	70%以上	
		20歳代女性	64.4%		
		30歳代男性	63.0%		
		30歳代女性	74.0%		
4 全市一体となった広島らしい食育推進運動の展開	「わ食の日」を認知している人の割合	31.0%	50%以上		

使用統計等	指標・目標値の考え方
食育に関する調査	・第3次計画の目標値を継続

使用統計等	指標・目標値の考え方	関連する重点プログラム	
食育に関する調査	・第3次計画の目標値を継続		
食育に関する調査	・朝食だけでなく、昼食や夕食も含めて栄養バランスに配慮した食事の習慣的な実践度の指標として、国第4次基本計画と同一の指標へ変更 ・現状値未把握のため、国第4次基本計画の目標値と同一に設定 ・現状値は中間評価時の調査により把握予定	わ食の日事業(和食)	拡充
申請数	・自然に健康になれる食環境づくりの指標として新たに設定 ・本市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま 21 (第2次)(計画期間: H25～R5)」の目標値と同一	自然に健康になれる食環境づくり事業	新規
児童生徒学習意識等調査	・第3次計画の目標値を継続 ・国第4次基本計画の目標値と同一	食を通じてみんなで育てようひろしまっ子事業	継続
食育に関する調査	・20歳代30歳代男性のみの指標から、女性を含めた若い世代全体の指標へ変更 ・第3次計画の目標値を継続 ・国第4次基本計画の目標値と同一	若者世代のための食育啓発事業	継続
食育に関する調査	・第3次計画の目標値を継続	噛ミング30運動の推進	継続
食育に関する調査	・第3次計画の目標値を継続	わ食の日事業(輪食)	拡充
食育に関する調査	・第3次計画の目標値を達成したため、児童・生徒の指標から市民全体の指標へ変更 ・現状値未把握のため、国第4次基本計画の類似目標の目標値と同一に設定 ・現状値は中間評価時に調査を実施し把握予定	わ食の日事業(輪食) 食を通じてみんなで育てようひろしまっ子事業	拡充 継続
実績値等	・第3次計画の目標値を継続	食と農と水産の体験活動推進事業	継続
“ひろしまそだち”マーク認知度調査	・第3次計画の目標値を継続	つなぐ・つながる地産地消推進事業	拡充
実績調査	・第3次計画の目標値を継続 ・指標の算出方法を「品目数ベース」から「品目別使用割合の平均」に変更	わ食の日事業(環食)	拡充
食育に関する調査	・第3次計画の目標数値をおおむね達成したため、目標値を変更 ・女性全体(市)の実績値(R2:83.3%)を目指して設定	わ食の日事業(環食)	拡充
食育に関する調査	・デジタル化に対応した食育の展開が進んだ結果の指標として、「若い世代の健全な食生活の実践度」を新たに設定 ・全世代(市)の実績値(R2:70.6%)を目指して設定	若者世代のための食育啓発事業 ひろしま食育ネットワーク連携事業	継続 拡充
食育に関する調査	・食育推進運動の展開が進んだ結果の指標として、「『わ食の日』の認知度」を新たに設定 ・認知していない人(66.7%)のうち、おおむね1/3の人が認知することを 目指して設定	わ食の日事業 ひろしま食育ネットワーク連携事業	拡充 拡充

資料4 令和2年度 食育に関する調査結果（抜粋）

I 調査の概要

1 調査設計

- (1) 調査対象 令和2年(2020年)4月30日現在広島市に居住する満15歳以上の男女
- (2) 標本数 3,640人
- (3) 抽出方法 広島市住民基本台帳から無作為抽出
- (4) 調査方法 無記名式質問紙法による郵送調査
- (5) 調査期間 令和2年(2020年)9月17日(木)～10月12日(月)

2 回収結果

有効回収数 2,335人(有効回収率 64.1%) *性・年齢未記入の回答は無効回答として処理

性別	年齢区分	標本数	有効回収数	有効回収率(%)	性別	年齢区分	標本数	有効回収数	有効回収率(%)
男性	15～19歳	140	76	54.3	女性	15～19歳	140	71	50.7
	20歳代	280	112	40.0		20歳代	280	163	58.2
	30歳代	280	138	49.3		30歳代	280	196	70.0
	40歳代	280	128	45.7		40歳代	280	228	81.4
	50歳代	280	152	54.3		50歳代	280	232	82.9
	60歳代	280	197	70.4		60歳代	280	219	78.2
	70歳以上	280	201	71.8		70歳以上	280	222	79.3
	小計	1,820	1,004	55.2		小計	1,820	1,331	73.1

3 分析方法

調査結果の数値は、広島市の性・年齢別人口(令和2年4月30日現在)に応じて補正を行った。

II 回答者の属性

1 性別

区分	件数(人)	割合(%)
男性	1,004	43.0
女性	1,331	57.0
全体	2,335	100.0

2 年代別

区分	全体		男性		女性	
	件数(人)	割合(%)	件数(人)	割合(%)	件数(人)	割合(%)
15～19歳	147	6.3	76	7.6	71	5.3
20歳代	275	11.8	112	11.2	163	12.2
30歳代	334	14.3	138	13.7	196	14.7
40歳代	356	15.2	128	12.7	228	17.1
50歳代	384	16.4	152	15.1	232	17.4
60歳代	416	17.8	197	19.6	219	16.5
70歳以上	423	18.1	201	20.0	222	16.7
全体	2,335	100.0	1,004	100.0	1,331	100.0

3 就業状況別

区分	全体		男性		女性	
	件数(人)	割合(%)	件数(人)	割合(%)	件数(人)	割合(%)
勤労者	1,357	58.1	659	65.6	698	52.4
家事従事者	415	17.8	16	1.6	399	30.0
学生(中学生・高校生)	92	3.9	50	5.0	42	3.2
学生(大学生等)	110	4.7	49	4.9	61	4.6
その他	322	13.8	215	21.4	107	8.0
無回答	39	1.7	15	1.5	24	1.8
全体	2,335	100.0	1,004	100.0	1,331	100.0

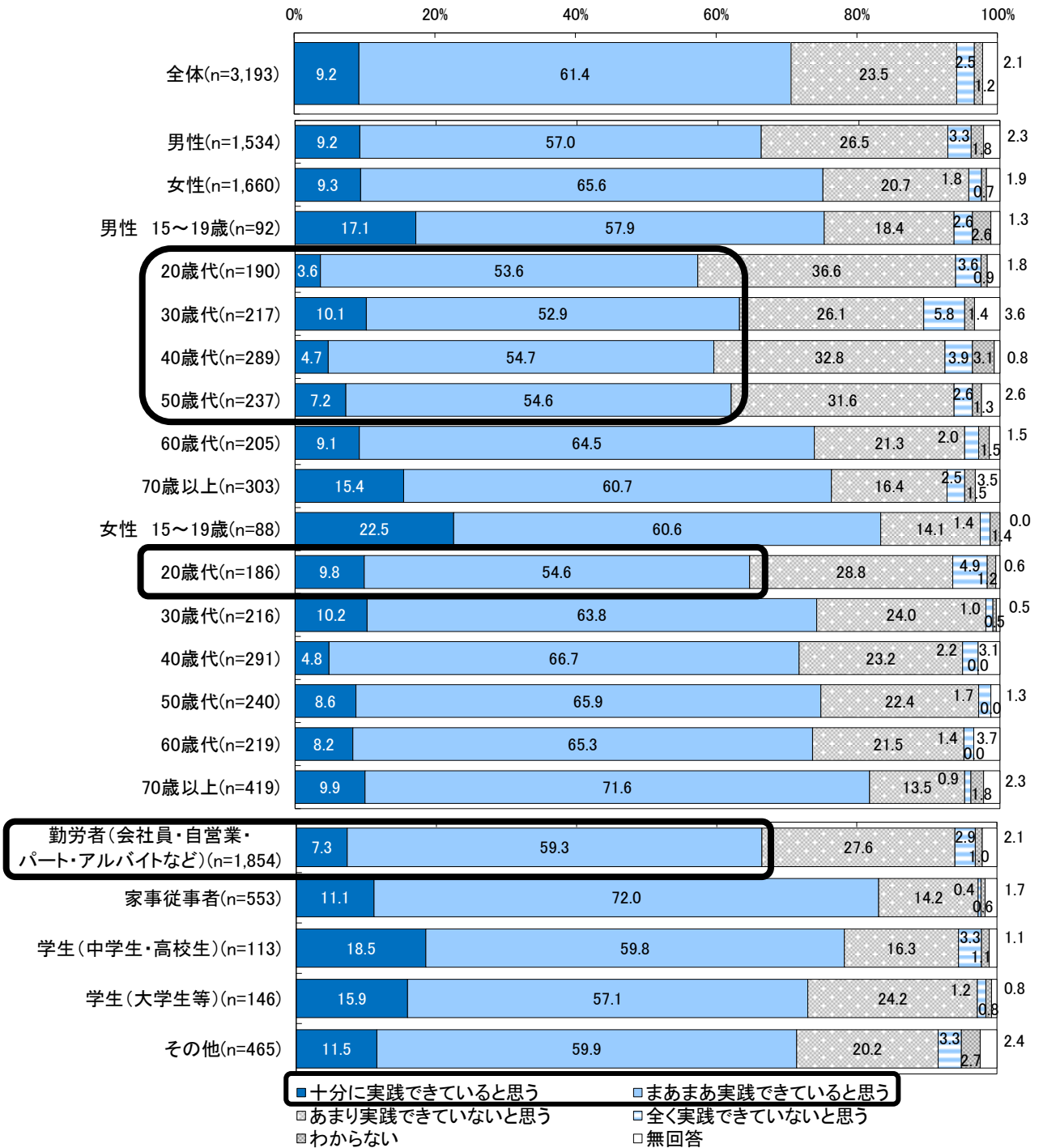
※ 大学生等…大学生・短大生・専門学校生

Ⅲ 結果の概要

1 健全な食生活の実践度

「健全な食生活」を「実践できていると思う」「十分に実践できていると思う」「まあまあ実践できていると思う」の合計)の回答割合は次のとおり。

【全体】	70.6%
【性・年齢別】	男性(66.2%)が女性(74.9%)より低い。 男女とも15～19歳(男性75.0%、女性83.1%)は高いが、男性では20歳代から50歳代(57.2%～63.0%)が低く、女性は20歳代(64.4%)が最も低い。
【就業状況別】	勤労者(66.6%)が最も低い。

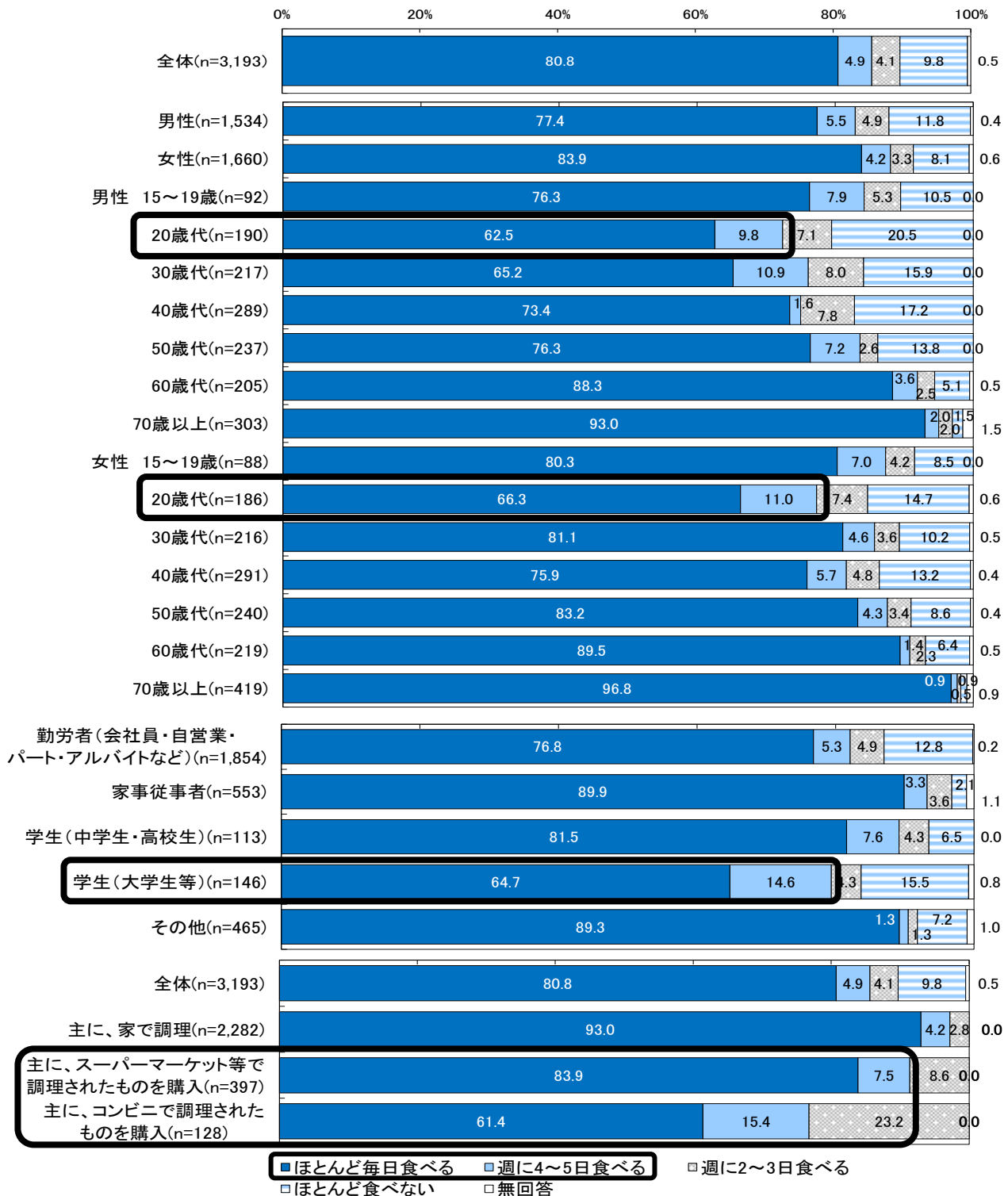


2 「朝食」について

(1) 朝食の摂取状況

「朝食を食べている」（「ほとんど毎日食べる」、「週に4～5日食べる」の合計）の回答割合は次のとおり。

【全体】	85.7%
【性・年齢別】	男女とも 20 歳代(男性 72.3%、女性 77.3%)が最も低い。 男女ともに 15～19 歳(男性 84.2%、女性 87.3%)は高いが、20 歳代で約10ポイント下がる。
【就業状況別】	学生(大学生等)(79.3%)が最も低い。
【朝食の準備方法別】	「主にコンビニで調理されたものを購入」する者(76.8%)が最も低く、「主に家で調理」された物を食べる者(97.2%)と比べて約 20 ポイント低い。



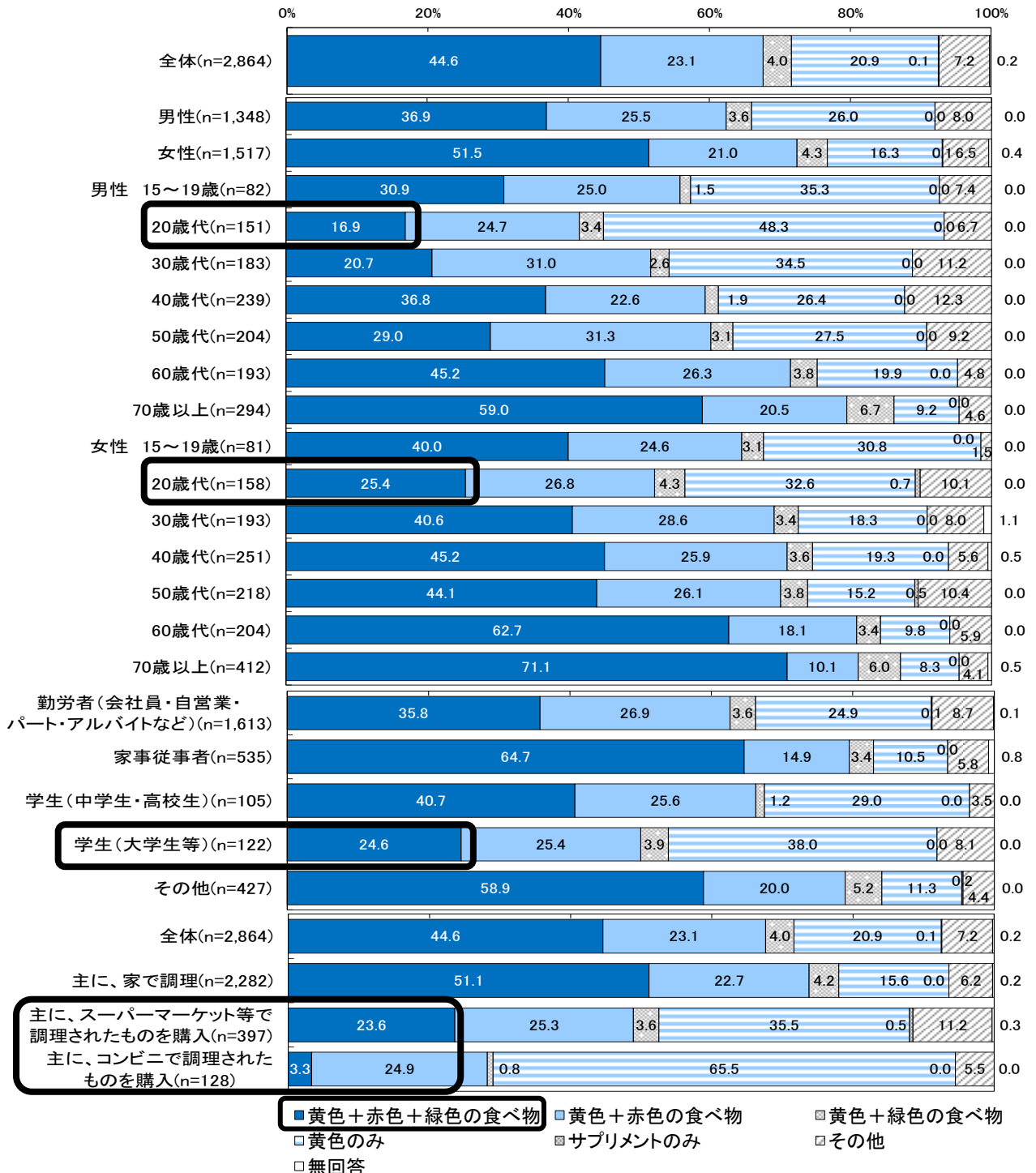
(2) 朝食の組み合わせ

「朝食を食べる」（「ほとんど毎日食べる」「週に4～5日食べる」「週に2～3日食べる」と回答した者のうち、「黄色+赤色+緑色の食べ物*」を組み合わせた朝食を食べている者の割合は次のとおり。

【全体】	44.6%
【性・年齢別】	男性(36.9%)が女性(51.5%)より約15ポイント低く、男女とも20歳代(男性16.9%、女性25.4%)が最も低い。
【就業状況別】	学生(大学生等)(24.6%)で最も低い。
【朝食の準備方法別】	「主に家で調理して食べる」者(51.1%)と「主に調理された物を購入する」者の乖離が大きい。(スーパー等23.6%、コンビニ3.3%)

※ 分類方法

分類	朝食の内容
黄色の食べ物	・ごはん(おにぎりを含む) ・パン ・めん類
赤色の食べ物	・肉・魚・卵・大豆製品を使ったおかず ・牛乳・乳製品(ヨーグルト、チーズ)
緑色の食べ物	・野菜を使ったおかず ・果物

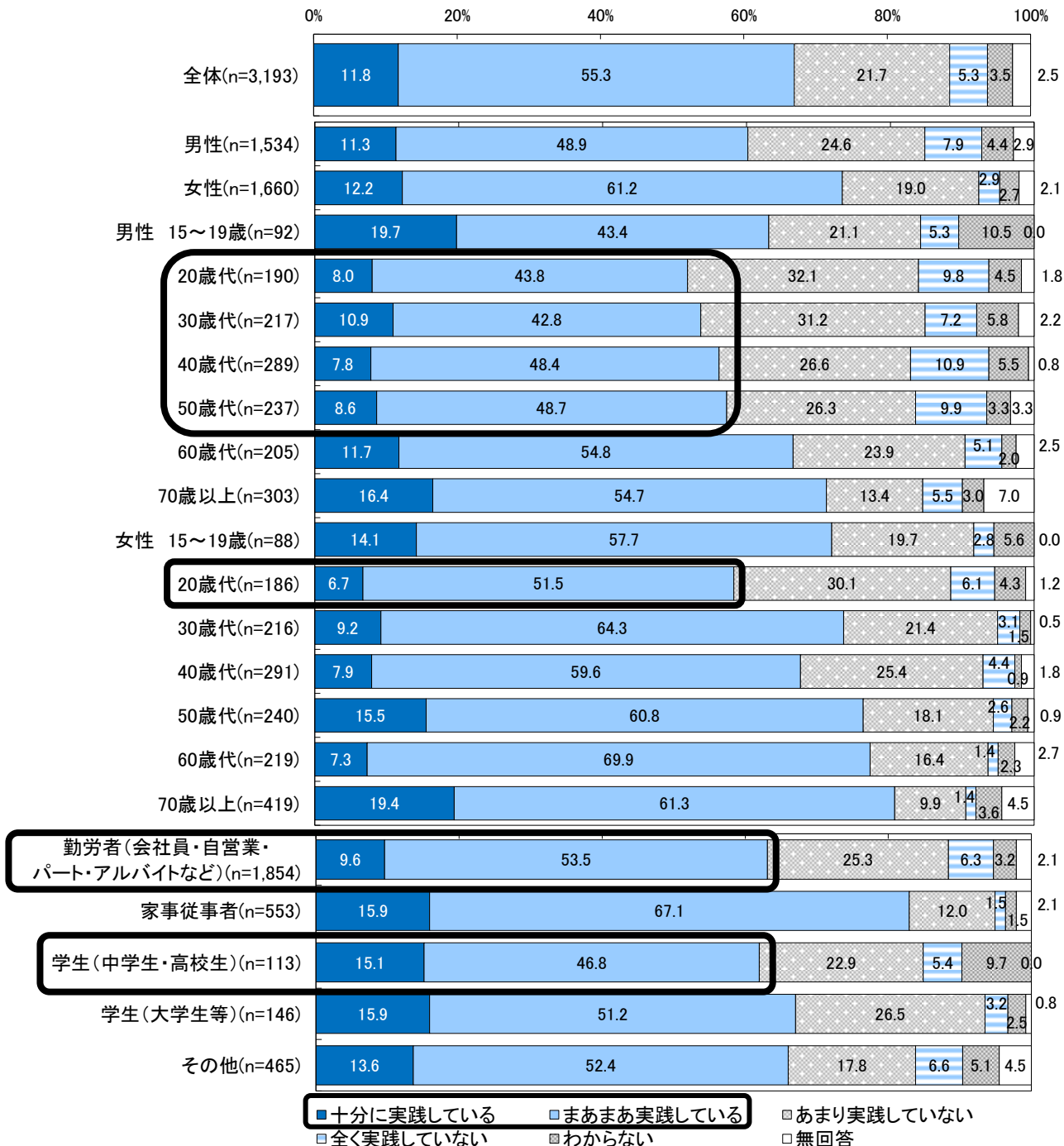


3 「わ食」について

(1) 「和食(栄養バランスのとれた日本型食生活)」の実践度

「実践している」(「十分に実践している」「まあまあ実践している」の合計)の回答割合は次のとおり。

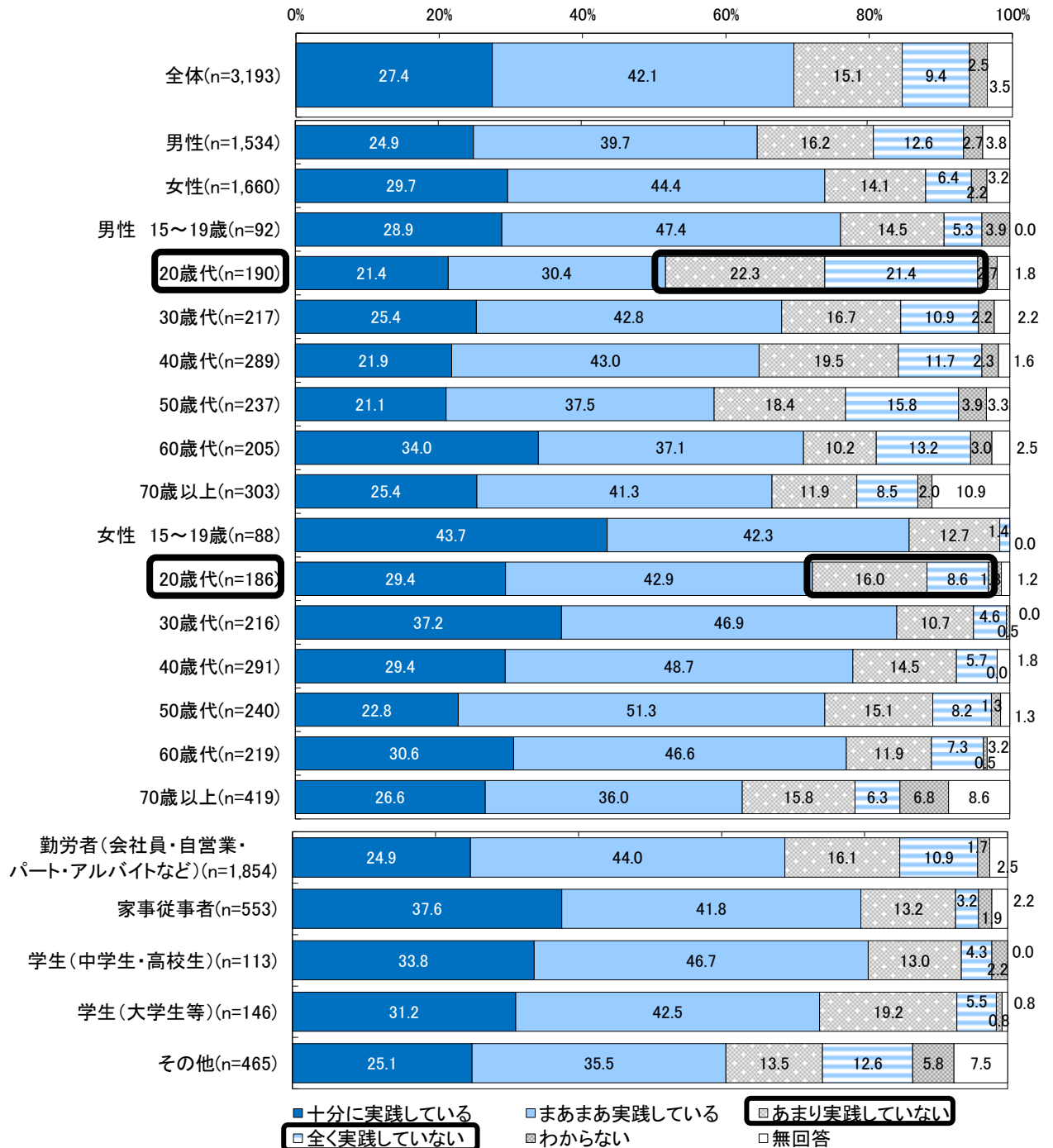
【全体】	67.1%
【性・年齢別】	男性(60.2%)が女性(73.4%)より約10ポイント低い。 男女ともに20歳代が最も低く(男性51.8%、女性58.2%)、年代が上がるにつれて高くなる傾向。
【就業状況別】	勤労者(63.1%)、学生(中高生)(61.9%)が低い。



(2) 「輪食(食卓を囲む家族等との団らん)」の実践度

「実践している」(「十分に実践している」「まあまあ実践している」の合計)の回答割合は次のとおり。

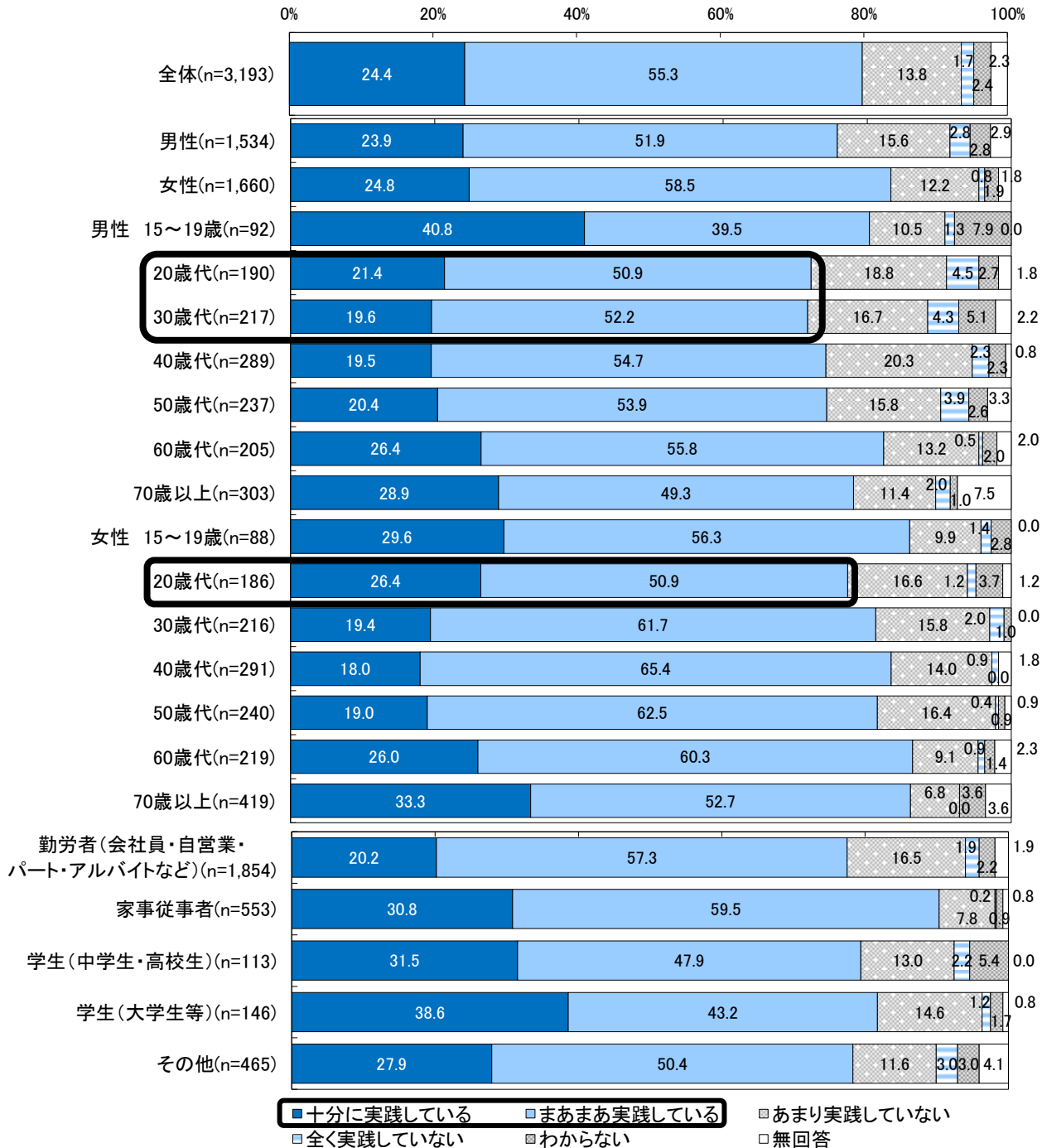
【全体】	69.5%
【性・年齢別】	男性(64.6%)が女性(74.1%)より約10ポイント低い。 最も低いのは20歳代男性(51.8%)で、女性では70歳代(62.6%)が最も低い。 「実践していない」(「あまり実践していない」「まったく実践していない」の合計)の回答割合で見ると、男女ともに20歳代が最も高い(男性43.7%、女性24.6%)。
【就業状況別】	勤労者(68.9%)が最も低い。



(3) 「環食(環境に配慮した食生活)」の実践度

「実践している」(「十分に実践している」「まあまあ実践している」の合計)の回答割合は次のとおり。

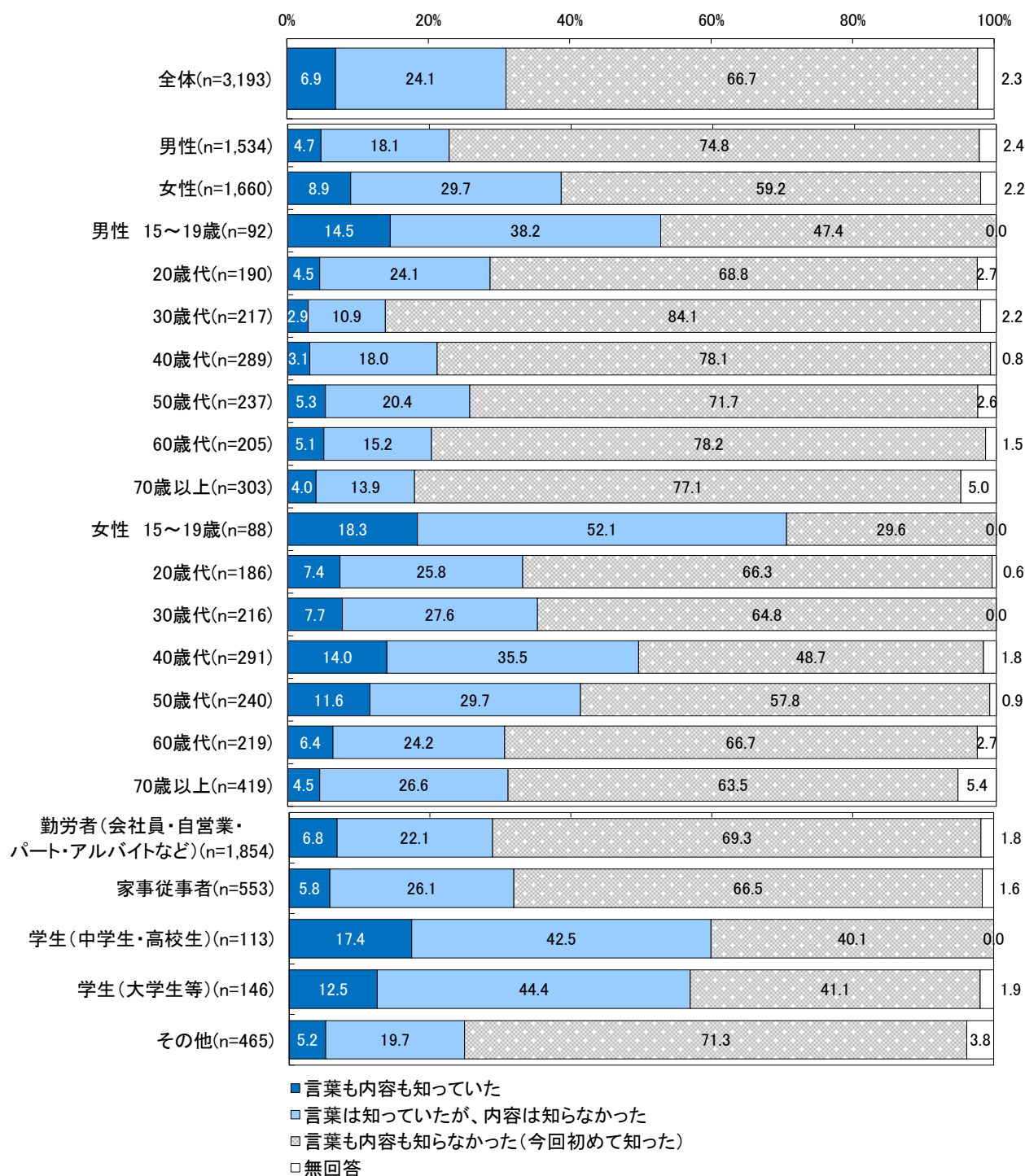
【全体】	79.7%
【性・年齢別】	男性(75.8%)が女性(83.3%)より低い。 男性では30歳代(71.8%)、20歳代(72.3%)で低く、女性では20歳代(77.3%)が最も低い。
【就業状況別】	家事従事者(90.3%)が最も高い。



(4) 「わ食の日」の認知度

「わ食の日」を「知っていた」（「言葉も内容も知っていた」「言葉は知っていたが内容は知らなかった」の合計）の回答割合は次のとおり。

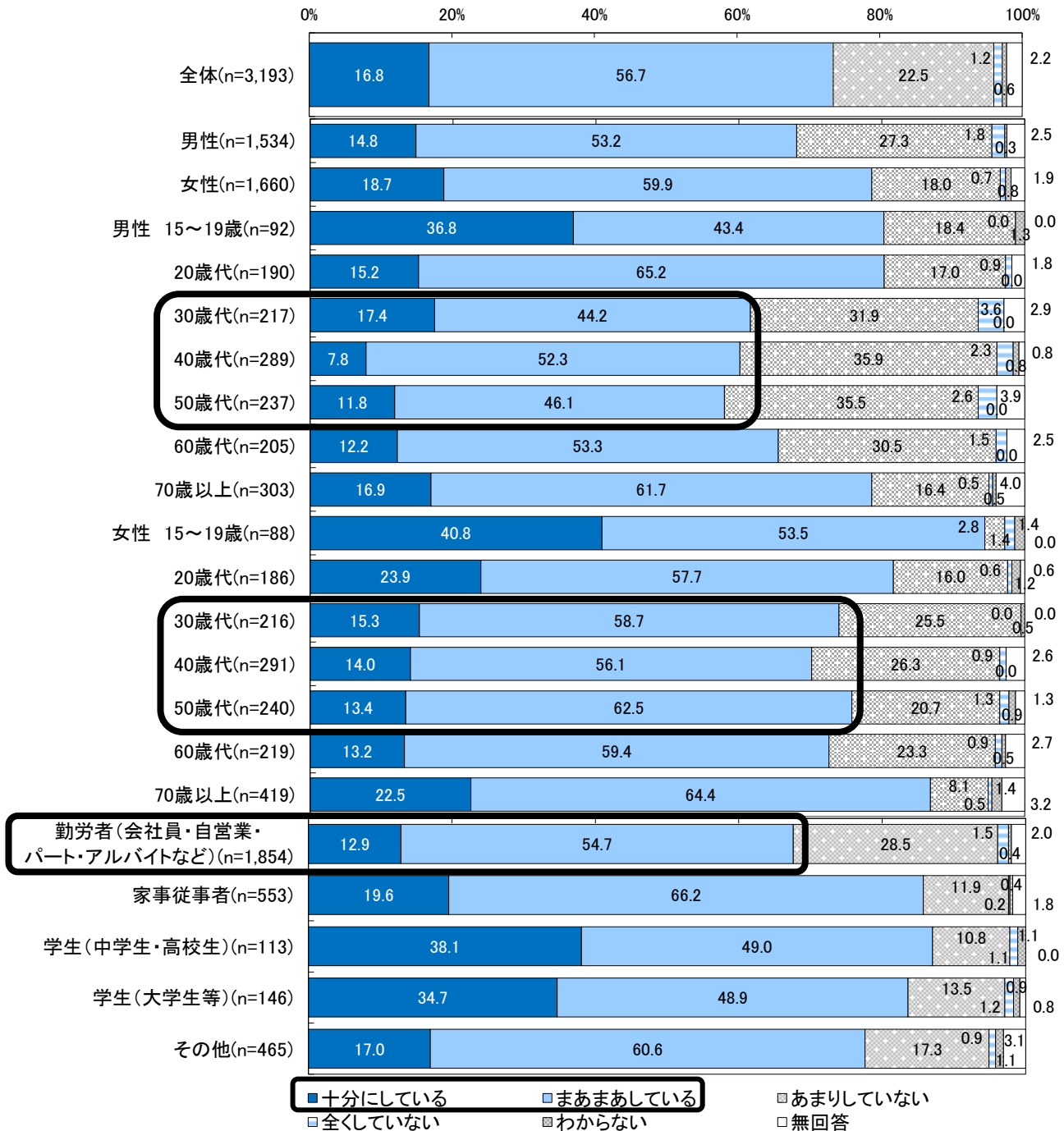
【全体】	31.0%
【性・年齢別】	男女ともに15～19歳代が最も高く（男性 52.7%、女性 70.4%）、次いで男性では20歳代（28.6%）、女性では40歳代（49.5%）が高い。30歳代男性（13.8%）が最も低い。
【就業状況別】	学生（中学生・高校生）（59.9%）、学生（大学生等）（56.9%）が他に比べて高い。



4 よく噛んで味わって食べる食生活の実践度

「実践している」（「十分にしている」「まあまあしている」の合計）の回答割合は次のとおり。

【全体】	73.5%
【性・年齢別】	男性(68.0%)が女性(78.6%)より約 10 ポイント低い。男女とも 30～50 歳代が低い。
【就業状況別】	勤労者(67.6%)が最も低い。



資料5 本市が関わる食育推進プログラム 一覧

取りまとめ中

資料6 食育基本法（平成17年法律第63号）の概要

1 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進し、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

2 関係者の責務等

- (1) 基本理念及び国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。
- (2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

3 食育推進基本計画等

- (1) 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
 - ①食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - ②食育の推進の目標に関する事項
 - ③国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - ④施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (2) 都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。

4 基本的施策

- (1) 家庭における食育の推進
- (2) 学校、保育所等における食育の推進
- (3) 地域における食生活の改善のための取組の推進
- (4) 食育推進運動の展開
- (5) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- (6) 食文化の継承のための活動への支援等
- (7) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

5 食育推進会議等

- (1) 農林水産省に食育推進会議を置き、会長（農林水産大臣）及び委員（関係大臣、有識者）25人以内で組織する。
- (2) 都道府県は都道府県食育推進会議、市町村は市町村食育推進会議を置くことができる。

資料7 広島市食育推進会議条例（平成19年広島市条例第28号）

（設置）

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定に基づき、広島市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本市の食育推進計画（食育基本法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画をいう。）を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第3条 推進会議は、会長及び委員19人以内をもって組織する。

（会長及び副会長）

第4条 会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 推進会議に、委員の互選により副会長1人を置く。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員）

第5条 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会議）

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第7条 推進会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（委任規定）

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

資料8 広島市食育推進会議委員名簿

資料9 第4次広島市食育推進計画の策定の経過

作成中